

佐賀県条例第25号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例(昭和30年佐賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、<u>同項中「100分の130」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とし</u>、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。